

# 改正消費税法講習会

2019年10月より、消費税率が10%へ引き上げられるとともに軽減税率が導入されます。複数の税率を扱わなければならないことで、事業者の業務負担も大きなものとなってきます。また、新たな請求書方式への変更など、法人・個人・業種を問わず対応しなければならないものも出てくることから、制度への理解と早めの準備対策が求められます。

本講習会では、軽減税率制度をはじめとする改正消費税法の概要と、どのような対応が必要となってくるのかについて説明いたします。

開催日

平成31年 **2月4日** 月

講師

渋谷税務会計事務所  
代表税理士 **渋谷 和** 氏

時間

**13:00~14:30**

会場

山形商工会議所会館  
5階「大ホール」

※お車でお越しの際は、商工会議所裏の駐車場をご利用いただけますが、満車の場合は、JAビル駐車場をご利用ください。一部助成いたします。

内容

・税率引き上げと軽減税率導入等のスケジュール  
・軽減税率の対象品目  
・事務処理(経理処理)の変更点 など

対象

山形商工会議所・山形商工会議所青色  
申告会会員事業所

申込

資料・会場の準備の都合上、下記  
申込書に必要事項をご記入のうえ、  
1月28日までお申し込みください。

定員

**50名**

受講料

**無料**

■問合せ・申込先



山形商工会議所経営支援課 〒990-8501 山形市七日町3-1-9

TEL 622-4666 FAX 622-4668

平成 年 月 日

## 改正消費税法講習会 受講申込書

事業所名		業種	
所在地			
参加者氏名	1.	2.	
TEL		FAX	

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、講習会開催における本人確認、受講者名簿の作成及び講習会に関する連絡、各種情報提供の目的にのみ使用いたします。

セミナーなど最新情報をお届けします！

